

はしがき

——高校から大学の法学・政治学教育への橋渡しの必要性——

姉妹編『高校から大学への憲法』とともに本書を世に送る理由がある。

ある年のある大学の法学部の講義終了後、学生がやって来たので、熱心だなと思ったら、「フランス革命ってなんですか?」と質問してきて驚愕したことがあった。聞けば、実は、大学入試で必要な世界史は勉強していないのだという。それにしても、中学の社会科の範囲（常識）ではないか。一部私立進学高特有の現象かと思っていたら、それは氷山の一角であった。2006年秋に、全国的な地歴・公民等の未修問題が発生したことは、ご承知の通りである。

しかし、これは単純に履修「偽装」が悪いというにとどまらない。大学進学者は過半数となつたが、その基礎学力、学問をする力の基となる基本的な知識レベルが危うく、その相互関係の理解はもっと危ない状況にあるからである。大学入試に携わった経験からいえば、重箱の隅をつつくような暗記問題は意外とできるのに、常識レベルを組み合わせた応用問題の正答率は低いのである。

果たして、このような状況は大学の教員として是認できるか。ほかの学問のことをいうのは控えるが、社会科学に関しては厳しいものがあるというのが正直な感想である。経済学に関して、ケインズはこう述べている。

経済学の研究には、なんらかの人並外れて高次の専門的資質が必要とされるようには見えない。…それなのにすぐれた経済学者、いな有能な経済学者すら、類まれな存在なのである。…こういうパラドックスの説明は、おそらく、経済学の大家はもろもろの資質のまれなる組合せを持ち合わせていなければならない、ということのうちに見出されるであろう。…彼はある程度まで、數学者で、歴史家で、政治家で、哲学者でなければならない。彼は記号論も分かるし、言葉も話さなければならない。彼は普遍的な見地から特殊を考察し、抽象と具体同じ思考の中で取り扱わなければならない。(大野忠男訳の文章(『人物評伝』(東洋経済新報社、1980))を、根井雅弘『ケインズを学ぶ』(講談社、1996)より引用)

この点は、隣接する社会科学分野はおろか哲学や歴史学、自然科学などの「諸学問の知恵」にその成果を拠っている筈の、法学や政治学でも同じであろ

う。早い話、法学や政治学を学ぶには、まずは浅くても広い知識と素養が必要なのではないか。少なくとも、大学入学前後にはそうではないか。それは、ときとして法学部の学生などが、法律学が大学で始まる学問であるがために、それを崇高な学問だという意識で臨んでしまうことや、政治学を高校の延長に過ぎないと気楽に考えてしまうことなどへの戒めでもある（特定の学問や特定の国と日本の法学との関係を過度に強調するさまざまな立場へのアンチテーゼもある）。

とはいって、大学入学当初に、高校時代の勉強をやり直せ、といわれても、たぶん誰もやらない（私もやらなかった）。やみくもに、世界史ぐらいやっておけ、といつても、何がどう必要か（例えば、ローマ史は、大学のローマ法、延いては民法や民事訴訟法で役立つなど）の目的意識がないと意味もない。では、法学や政治学の見地から見て、これだけは必要だということを選択し、その後の学習の基礎となる本はできないか。本書を企画した動機はまずはそこにある。

本書が主にターゲットとしたのは、高校の地歴・公民分野である。そこでの大法学・政治学学習に必要な語の選択は、山川出版社の6冊の用語集を利用した。理科分野にも見逃せない語もあり、こちらはブルーバックス・新しい高校理科教科書シリーズ（講談社、2006）を利用させていただいた。これらは、本書では太字で表記してある（英数国その他は漠然とし過ぎるので外したが、言うまでもないが軽視できない。文章読解力、論理性などはもちろん必要である）。以上の重要語を見ると、高校までの勉強がいかに無駄でないかもわかる。これを基礎に、大学での法学・政治学（およびそれ以外の科目も）を勉強して欲しい。加えて、決して、政経の資料集、歴史地図帳などを資源ゴミにしないで欲しい。

また、本書が大学での法学・政治学の学習のためにあるのであるから、大学の教養・専門基礎段階で押さえておくべき内容にも言及している。これらは、本書では太字で表記した。高校レベルの理解がしっかりしておけば、このレベルの理解も進みやすいということが、よくわかって戴けるのではないだろうか。加えて、学習に寄与するため、各章には概念図、Column や Keyword、#補充的記載、設問や参考文献を付したので、適宜利用して欲しいと思う。

そこで、まず本書は、法律や政治、政策系の学部・学科に合格した新入生に、

なるべく早い段階で読む本であることを念頭においている。合格通知とともに購入を勧めたいものである。特に、AO入試や推薦入試の合格者が長い入学準備期間に読み、教科学習の不足を補うのに勧めたい。このことは、法科大学院などに他学部から入学される方にも言えることで、読まれれば、法律学が、皆さんの教養をもって対処可能なものと思われるであろう。

本書は、そのまま大学の教養科目や法学部専門基礎科目の「法学概論」、もしくは「公法入門」「私法入門」「社会科学入門」のような科目的教科書として使えることにもなる。12章構成になっているので、（予備日と試験日を取って）半期科目で使うに適當であろう。非法学部・非政策系学部向けの「法学概論」としても適當であろう。特に入試科目が少ない大学では、高校の地歴・公民の基本事項の確認を本書で行ってはどうであろう。基本に立ち返ることは、2.26事件のときの投降呼びかけではないが、「今からでも遅くはない」のである。また、本書の前半は「西洋法制史」「法思想史」「比較憲法」「日本法制史」「日本政治史」「政治過程論」などの副読本として使える。後半は、民法や刑法などの専門科目やゼミナールのガイダンスの意味もある。

* * * *

以上が本書の正規の効用であるが、副産物もないではない。

大学入試に関しては、受験生を嘆くばかりでなく、出題者にも責任があるのではないかと思えることもないではなかった。法学部や経済学部の試験問題なのに文化史を7割も出題することや、自分の狭い専門から高校レベルを超えた難問を出題することなどは、学問の後輩の育成にとって有害と考えるべきではなかろうか。振り返ると、本書は、適正な出題レベルの手引きとなっていると思えるので、多忙な中、出題にあたってしまった先生には御一読願い、知恵を出し合うことを願いたいのである。本書を受験生が読めば、出題されやすい箇所をチェックできることになるのかもしれないが、有意義な学習を重点的に行なうことは悪いことではない。結果、理屈の通った（論理整合的な）正解選びや必須事項の記述を求めるような良問が増えることはお互いのためであろう。

また、本書編集の段階で、民法や刑法という法学の基本科目に関連する事項

が高校段階で意外と教えられていないことが判明した。裁判員制度が始まる時代に、愚民政策がまだ続いているのではないか。互いに人を個人として尊重し、自律した者同士が契約を結び、犯罪を抑止して、「法の支配」を貫徹できる社会を作るためには、高校段階で法学のごく基本は教えられるべきではないかと考えられる。近時、「法教育」に関するさまざまな動きがあると認識しているが、明治以来、教育論議がしばしばイデオロギッシュになりやすかったことの再演になりはしないかと危惧する気持ちもある。思想教育的になることを避け、民法や刑法の基礎レベルを、素直に降ろせばいいのである。高校では「現代社会」の相当部分が「政治・経済」と重複してしまっているが、その部分をそれに当てて仕立て直すことを提言したいものである。むろん、高校では両科目とも勉強するものとして。そうでなくとも本書は、(手あかのついた表現であるが)市民のための法学入門として活用できる本にはなるものと思うのである。

本書と『高校から大学への憲法』の2冊の刊行に当たっては、『ベーシックテキスト憲法』(2007年)同様、法律文化社の小西英央氏に多大な貢献をして戴いた。忙しい中、この企画に参加して戴いた若手研究者の皆様にも深く感謝したい(なお、「はしがき」の主張は編者のものであり、全執筆者を巻き込むものではない)。そして、読者の皆様の学習、学問、研究が進展することを祈ります。

本書の性格上、参考にさせて戴いた先行業績の一部を章末に掲げるにとどめ、細かくは引用致しませんことをお詫び申し上げます。

2009年1月

君塚 正臣